

高文連業務に係るサービスおよび旅費の扱いについて

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

長野県高等学校文化連盟

生徒引率を伴わない出張

区分	業務内容	具体例	取扱い	旅費負担	
Ⅰ	県高文連主催会議	① 評議員会（年 1 回） ② 理事会（年 3 回） ③ 県事務局会（年 3 回） ④ 専門部事務局長会（年 1 回） ⑤ 支部事務局長会（年 1 回） ⑥ フェスティバル担当者会議（年 1 回） ⑦ 会計監査（年 1 回）	学校出張 旅費別途 （公務）	県高文連	
Ⅱ	支部高文連主催会議	① 支部理事会・評議員会（年 3 回） ② 県高等学校総合文化祭（県総文）打ち合わせ（年数回） ③ 支部交流会打ち合わせ（年数回）	学校出張 旅費別途 （公務）	支部 高文連	
Ⅲ	県高文連 各専門部主催会議	① 専門部理事会（全県規模。年数回） ② 専門部の支部・地区の顧問会（年数回） ③ 専門部顧問総会（全県規模。通常年 1 回）	学校出張 旅費別途 （公務）	高文連 各専門部	A
			学校出張 （公務）	各学校	B

〔補足説明〕

○区分Ⅲ「各専門部主催会議」は、財政の裏付けの事由により、一部の専門部を除き、平成 30 年度の 2018 信州総文祭（第 42 回全国高等学校総合文化祭）が終了するまでは、B の対応をお願いしてまいりました。2018 信州総文祭で財政的に疲弊した専門部もあり、高文連と各専門部の財務体制を改善し A の方針に転換できるよう努めておりますが、専門部会長（学校長）と専門部役員との判断により、B の対応をお願いする場合があります。

○いずれの区分も「公務」としての取り扱いをお願いします。

○上記以外に各専門部会長や各支部会長（いずれも学校長）が必要と認めた場合には、旅費の支給元（どの区分に該当する会議か）を明記して会議を開催することがあります。

○派遣申請のない出張はありません。上記以外の会議（担当者判断による会議や打合せ）について各校で旅費要求される事例が過去にありましたが、そうしたことがないよう周知します。